高校・高等部における
特別なニーズをもつ子どもの教育について

【政策提言】

２０１０年４月
全日本教職員組合障教部

はじめに

高等学校のなかでさまざまな特別ニーズを持ち、「困っている」生徒たちがたくさんいます。また障害児教育の分野でも、「100%就労」をめざす高等特別支援学校の全国的な設置など、能力主義的な再編が急速にすすめられています。いま高校、高等部における特別なニーズをもつ子どもの教育のあり方について、障害児教育の現場からだけでなく、高校の教職員、保護者、関係者などと議論を深めていく必要性が非常に高まっています。

私たち全教障教部は以下のような提言をまとめました。いろいろな分野の方たちのご意見をいただき、対話を広げていくきっかけになればと思います。

【Ｉ】後期中等教育段階における障害をもった生徒の現状

１、高校に在籍する「困っている生徒」の実態

文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議・高等学校ワーキンググループ報告」では、以下のような指摘がされています。

① 生徒総数の２％程度の割合で発達障害等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況がうかがえる（全日制 1.8%、定時制 14.1%、通信制 15.7%）。

② 高等学校の体制整備状況は小・中学校に比

べて相対的に遅れが見られ、特に私立高等学校については遅れが顕著である。

③ 「校内委員会の設置」「特別支援コーディネーターの指名」といった基礎的な体制整備はすすんでいても、実際には機能していない場合があるとの指摘もあり、質の面からの状況把握も必要である。

④ 国において、高等学校における支援員の配置促進及びそのための財政措置を検討する必要がある。

⑤ 生徒の認知スタイルや集中力に配慮し、高等学校でこれまで行われてきた講義主体の授業に加え、作業的な内容やグループでの学習等の要素を授業に取り入れることなども有効である。

日高教（日本高等学校教職員組合）では 2009 年６月に『「特別」でない特別ニーズ教育－すべての高校生に豊かな発達と進路を－』を発行し、高校現場に「特別なニーズ」をもった高校生が多数在学し、さまざまな課題が山積している現状を明らかにし、各地で問題意識をもった教職員の実践を紹介しています。そして、その「現状と課題」において、以下のようなまとめをしています。

「特に、近年、経済的格差の進展や入試制度と入試選抜上の問題で、発達障害の生徒も含めて、さまざまな課題を抱えた生徒が定時制通信制課程や困難校に入学してくる。その数は多くなっている。このような現状が考慮されず、困難校や定時制の教育条件整備はおろそかにされている。また、財政困難や少子化問題を理由に、統廃合がすすめられ、定時制高校や困難校が廃校にされ、特別な支援を必要とする生徒の学習の場が次々に奪い取られている」

このように、通常の高校に在籍する「困っている生徒」の実態が全国的に明らかにされはじめ、意識的なとりくみもおこなわれてきていますが、制度的にも実践的にもまだまだ不十分であり、生徒たちの「困難さ」は増大していると言えます。一定の「ゆとり」をもって生徒に対することができた定時制の教育の場が破壊され、「行き場」が失われています。高校間格差がさらに広がって通信制高校や「困難校」の矛盾はさらに深まっているなかで、一人ひとりに手間と時間をかけて対応することが難しく、人間関係の問題や学習の遅れなどによって退学を余儀なくされる例が後を絶ちません。

高校内におけるコーディネーターの指名や校内委員会の設置、特別支援学校からの支援などが少しずつすすんでいるものの、学校に生徒をあわせる指導が主流である側面はなかなか変わらず、「問題行動への指導」や「進級卒業認定」などにかかわって問題を抱えている生徒が多数存在しているといえます。解決のための方策が現状の高校への一方的な適応を前提にしたものである限り、そこからこぼれていってしまう生徒たちを救うことはできません。先にあげた日高教の『「特別」でない～』で報告されているような、さまざまな困難を抱えている生徒たちの「発達」のために奮闘する教職員、学校の実践の積極面を広げていくことと、それをシステムとしてどう構築していくかの検討を深めていくことが求められているのではないでしょうか。

特別なニーズを持った生徒にとって、中学校を卒業する際に「高校か特別支援学校か」という選択しかない現在の状況もあります。高校における特別支援学級の設置などについても、さらに深めた議論が必要です。

公立高校授業料実質無償化の実現は高校教育のあり方を根本から問い直すきっかけとなる可能性を持っています。無償化教育にふさわしい、すべての子どもたちの権利としての高校

教育をすすめるための論議を広くすすめようではありませんか。

２、高等部や高等学園、高校内分校などの現状

養護学校全員入学から 30 年が経過し、この間、訪問の形態も含めて高等部への希望者全入も実現してきました。少子化のなかでも特別支援学校への入学者は増え続け、教室不足や教職員定数不足などの条件整備の遅れが問題になっています。実質的に希望者全入であっても、都市部の高等部に希望者が集中してしまうために希望する学校に入れず、障害の重い生徒も含めて自宅から離れた学校に入学しなければならない状況も生まれています。また、小学部から高等部までが同じ施設内で学ぶことのメリット（指導の継続性など）以上に、スクールバスや特別教室などの共有による不合理性が発生している事実もあります。「小学部１年生も高等部３年生も下校時間が同じ」「給食を作るスペースも食べるスペースもないために高等部は弁当持参」「腿までしかない小さなプールで水泳指導」等々、枚挙に暇がありません。さらに、通常学級や特別支援学級で学んできた発達障害をもつ生徒たちがたくさん入学してきたり、障害種別を超えた特別支援学校化によって障害の違う生徒ともスペースを共有するなど、教育課程上も学校運営上もさまざまな矛盾を抱えています。

一方、障害児教育の能力主義的再編が、とりわけ知的障害養護学校をめぐって全国的にすすめられています。100%就労をめざすことを掲げた選抜制の高等部単独校や高校内分校、職業学科や職業コースの設置が全国的に広がっています。東京では大学などへの進学をめざす中高一貫ろう学校が開設され、山口では発達障害生徒の大学進学コース（「教科コース」）を新設しています。それらの結果として特別支援学校にも受験高倍率化・選別の状況が生まれ、障害児のなかにも「勝ち組・負け組」が意図的に作り出され、「人材の育成」を掲げた職業教育偏重のカリキュラム、生活に役立つことのみが求められる「教科」教育などが広がっています。デュアルシステムの導入などによって、学校での主体的な教育が薄まり、「就労」だけが目的化してしまう状況が生まれ、そこに適応できない生徒は切り捨てられる状況が生まれ始めています。「就労支援アドバイザー」の導入などの施策で、企業や特例子会社が学校の教育課程にかかわりすぐに使える人材を作るための教育内容づくりが押し付けられる状況もあります。人間として生きていくうえで必要な「生きる力」ではなく、卒業時に就職できて、我慢し続けることができるための「生きる力」をつけていくことに重点化されているともいえます。学校が学校でなくなってしまう、そんな危険性さえ感じられます。

しかし、これらの動きの背景には本人や保護者の切実な自立への願いがあるのも事実です。「就職したい・させたい」「発達段階に合わせた学習をしたい・させたい」などという当然の願いがあります。問題は、子どもたちの権利と切り離されたまま教育「改革」がすすめられていることです。基礎的諸能力の獲得や最大限の発達を促す教育、職業能力開発を含め社会への移行をすすめるための教育を、それぞれの学校で、子どもたちの権利保障の視点から構築していくことが求められているのではないでしょうか。

【Ⅱ】私たちの考える改善の視点

１、生徒の実態・課題に合わせた教育課程づくりを

これまで見てきたように、特別支援学校にも高校にも、障害や発達の状態が近似する生徒たちが在学する状態が生まれてきています。だからこそ、それぞれの学校種における専門性の確立と同時に、指導の連続性、共同性が大切になっているのではないでしょうか。

現在の教育課程、特に知的障害児の教育においては明らかに特別支援学校と高等学校の教育課程が不連続な状況があり、「高校の教育課程についていけない」生徒と、「特別支援学校の教科学習では時間的にも内容的にも不十分」な生徒がたくさん生まれています。

特別支援学校高等部では「教科教育」の系統性の軽視や、職業教育一辺倒の教育が推進される傾向が強まり、高校では編成要領どおり、教科書どおりにすする教育から離れられないという現状は、教育全体の構造に大きな問題点があるといえるのではないでしょうか。

「子どもたち一人ひとりの発達に責任を持つ」教育を普遍的な理念として広げていく必要があるのではないでしょうか。それらを踏まえ、それぞれの独自性を活かしながら、生徒の実態や課題に合わせた教育課程づくり、教育内容づくりをすすめることが求められているのではないでしょうか。

２、「学校づくり」の視点を

高校において、発達障害などの生徒一人ひとりのニーズに応えるために、条件整備や教育内容の工夫などが少しずつといえども始まっていることはとても大切なことです。しかし現状はまだまだ個別的な対応、「特例化」の範囲を抜け出せていないのではないでしょうか。また、子どもたちの実態から出発する学校づくりを行ってきた特別支援学校でも、「就労可能な者」という入学条件をつけたり、「ついてこれないのは自己責任」などという子どものとらえ方が広がっていないでしょうか。

条件整備や教育内容づくりをすすめるうえで、高校でも特別支援学校でも、すべての課題の根底に「学校づくり」の視点をもつことが必要です。生徒全体の学習や生活をどのように高めていくのか、生徒の現状から出発して、教職員、保護者、地域が一体となって「生徒たちのための学校」をつくる視点を広げていきましょう。

３、障害児教育と高校教育の連携

近畿のある府県では中学校特別支援学級卒業生の 40%以上が高校に進学している実態が見られます。また通常学級から高等養護学校などへの入学が増えています。全国的に高校と特別支援学校高等部に在籍する生徒の間で「実態が重なる子どもたち」の存在が年々増えています。

特別支援学校と高校の教育が「大きくかけ離れたもの」であることは問題であり、障害児教育と高校教育が連携しながら全体としての後期中等教育段階の教育を検討していくことは急務の課題でとなっているのではないでしょうか。青年期教育、後期中等教育としての普遍性、その共通の課題を確認しあい、その上で高等学校における医療や労働、福祉分野との協力のあり方、障害児教育分野での教科の系統的な指導や進路、生活指導のあり方などを交流、連携させていく必要があるのではないでしょうか。

【III】私たちの考える政策と運動の方向

１、教育条件整備は第一の課題

何より教育条件の整備が必要です。

さまざまな障害や認識段階の生徒がいることから考えればまだまだ不十分とはいえ、特別支援学校の高等部では１学級８人という学級編制基準になっています。40 人の学級を一人で担任する高校の学級編制の基準はすぐにでも見直す必要があります。あわせて複数担任制、支援員の導入などの施策を早急にすすめる必要があります。

全国的な特別支援学校の過密・過大の実態はもはや放置できない状況にあります。豊かな青年期教育を保障するにはまったく不十分な条件の下で、教職員も生徒達も毎日悪戦苦闘しているのが実態です。

教育活動や生徒達の自主活動が充分保障されるスペースと物的条件を整えることはもちろん、職業教育一辺倒でない高等部単独校の設置などについての検討が求められています。

高校のなかに特別支援学校の分校をつくる場合でも、対等・平等な関係に立って、双方にとってしっかりとした教育条件を整備することが必要なのではないでしょうか。

【提言１】
- 高校での 30 人以下学級の実現
- 高校における複数担任、支援員などの導入
- 劣悪な高等部教育環境の整備
- 高等部のあり方の論議

２、高校における発達障害生徒などへの対応

さまざまなニーズを持つ生徒へのとりくみの多くは、教師個人の努力や教職員の連携などによって支えられていて、学校全体としてのとりくみにいたらないことが多いのが実態です。行政が様々に蓄積された経験を体系化したり、積極的に必要な条件整備を行うこともほとんど見られないのが現状です。教師自身の自己責任、もしくは生徒自身の自己責任で片付けられ、結果的に不適応を起こしたり、進路変更という名目で退学していかざるを得ない事例もたくさん生まれています。

なにより、生徒一人ひとりの「困っていること」、担任として「困っていること」をみんなのものにする必要があります。そのためにも、気軽に情報を共有できる場を作っていくことや、ときには校内でのケース会議を開催していくことが必要です。そのうえで、出身中学校や地域の特別支援学級、特別支援学校教職員のアドバイスが必要になることもありえます。

生徒の実態を学校全体で共有すると同時に、授業の工夫や指導の連携をすすめていく必要があります。各教科の間で相互の指導のつながりが検討されにくい高校現場だからこそ、生徒から出発した指導のあり方を深め合っていくとりくみが必要なのではないでしょうか。そのためには、少人数授業や複数担当、支援員の配置や活用などの条件整備は不可欠です。また、評価の方法や成績の判定、出席のカウントなどに、生徒の実態に合わせたあり方の検討が必要になるのではないでしょうか。

【提言２】
- 学校ぐるみで生徒の実態共有
- 評価の方法、成績の判定、出席のカウントなどの検討

３、卒業・就労はゴールではない

社会構造が大きく変わり、高等学校や高等部卒業後に就労した後、会社や社会、地域に育てられながら「一人前」になっていくという、「遠回り」のゆっくりした自立を望むことが難しい状況があります。在学中から、「企業で即戦力になるために」「周囲に迷惑をかけずに生活するために」必要なことが絶えず求められ、それができない生徒は自己否定感をたっぷりかかえて生きていく状況が生まれています。知的障害特別支援学校高等部卒業後の一般就労は25%となってますが、その３年後に就労した者の４割が離職しているという現状を踏まえた進路指導が必要です。

障害児に限らず、周囲に支えられながら「自立」していくことが難しくなっているのが現在の社会状況です。このような状況を見たとき、さまざまな困難を抱えている生徒たちが、後期中等教育段階で卒業時には立派に「一人前」に

働けることを目標にかかげる教育だけでは現実社会で生きる力を身につけることは難しいことです。そこをゴールとして設定して追い立てるような指導では、必ず置いていかれてしまう生徒が生まれ、卒業時には何とか路線に乗っていても、就労してからふるい落とされ、さらに深い傷を負って生きていかなければいけない事例がたくさん生まれています。そのような過酷なレースを周囲が作り出し、勝ち負けの勝負に生徒たちを追い込んでいる状況が障害児の教育でも広がりはじめているのではないでしょうか。

通常の高校においても、「自己責任」の名の下に「進路変更」という指導が行われ、発達障害などの生徒たちが何のケアもないまま放り出されてしまう例が少なくありません。また障害の重い生徒にとっても、本来の福祉から離れた「応益負担」という考えで、人間らしく生きていくこと自体が否定され、人に迷惑をかけずに従順に生きていくことを求める教育がはびこってしまう恐れはないでしょうか。

卒業や就労をゴールとするのではなく、生徒たちそれぞれの「人生の設計図」づくりに寄り添い、「まんざらでもない自分」「かけがえのない自分」を感じられる学校生活を保障していくことが大切なのではないでしょうか。

また、教育年限の延長や専攻科の増設も大事な課題として検討する必要があるのではないでしょうか。

【提言３】
- 「人格の完成」をめざすにふさわしい教育課程づくり
- 教育年限延長の検討
- 専攻科の設置

４、高校教育のあり方の検討を

実態として、高等学校に発達障害をはじめさまざまなニーズを持った生徒達が在籍していること、条件整備と障害児教育や福祉分野などとの連携を広げていく必要があることは今まで述べてきたとおりです。同時に検討が求められているのは、選抜制度や単位認定、既成の枠にとどまらないカリキュラムなど、高校教育のあり方検討そのものでもあります。

「公立高校実質無償化」が実施され、社会の責任で後期中等教育を保障していく方向が強まってきたなかで、通常高校のなかに存在する「適格者主義」をどのように考えるのかが問われています。すべての国民に無償で、平等に保障される後期中等教育。学歴主義や「格差」作りの温床にならない後期中等教育。それらの国民的論議を起こしていく必要があるのではないでしょか。

【提言４】
- 高校教育のあり方論議を国民的規模で

５、未来は学校だけでは拓けない
～真の自立のための福祉、労働のあり方～

生徒たちの自立に必要な力は、学校教育の中だけで育てられるものではありません。

弱まってしまっている社会や地域の力を高めるとりくみがどうしても必要です。また、他からの「支配・制約」による「自立」ではなく、障害のある子どもたちも含めて、自らの意思によって生きていく、本来の「自律」をめざして、現在すすめられている福祉政策、労働政策を大胆に見直していく必要があります。

廃止を約束させた「障害者自立支援法」に替わる障害者の真の自立につながる法律を確立し、障害者が安心して働き、生活できる作業所やケア施設の増設、法定雇用率のアップ、大企業への正規雇用の義務付け、各種相談機関の充実、余暇活動への援助等々、障害のある人たちが人間らしく生きていける社会をめざして、一つひとつの要求を実現する具体的な施策を求める運動をすすめましょう。その際に、どのような障害であろうと、すべての人が大切にされる社会をめざして幅広い共同の輪を作っていくことが必要です。

貧困と格差拡大をすすめてきた自民党政治を終わらせた力を、本当の意味で国民が主人公の政治に発展させる流れにつなげ、大きくしていくことが必要なのではないでしょうか。

【提言５】

- 福祉、労働分野と連携し、特別なニーズを持った人たちが豊かに生きられる社会をつくるために共同の輪を

全日本教職員組合障害児教育部
〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館
(TEL)03-5211-0123　(FAX)03-5211-0124